

令和5年 議案第9号

みよし市教育委員会褒賞規程の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年3月14日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、行政組織の見直しにより教育行政課を学校教育課へ統合するにあたり、必要があるからである。

みよし市教育委員会褒賞規程の一部を改正する規程

【趣 旨】 行政組織の見直しにより、教育行政課を学校教育課へ統合するため、必要な改正を行う。

- 【内 容】
- 1 選考委員会に教育部副参事を追加する。 (第7条第関係)
 - 2 庶務を教育行政課から学校教育課へ変更する。 (第9条関係)
 - 3 その他字句の整理

【施行期日】 令和5年4月1日

みよし市教育委員会褒賞規程の一部を改正する規程

みよし市教育委員会褒賞規程(平成4年三好町教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号及び第4号中「Ⅱ」を「委員」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 委員 教育部副参事

第9条中「教育委員会教育行政課」を「教育部学校教育課」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市教育委員会褒賞規程の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(構成) 第7条 選考委員会は、次の委員長及び委員をもって構成する。 (1)及び(2) 略 (3) 委員 教育部参事 (4) 委員 教育部次長 (5) 委員 <u>教育部副参事</u> (庶務) 第9条 選考委員会の庶務は、<u>教育部学校教育部</u>で行う。	(構成) 第7条 同左 (1)及び(2) 略 (3) <u> </u> 教育部参事 (4) <u> </u> 教育部次長 (庶務) 第9条 選考委員会の庶務は、<u>教育委員会教育行政課</u>で行う。